



ARIB STD-T82

誘導式読み書き通信設備  
(ワイヤレスカードシステム等)

CONTACTLESS IC CARD SYSTEMS

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T82 1.1版

平成14年 9月26日 策 定  
平成17年11月30日 1.1改定

社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses



## ま え が き

社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送事業者及び利用者等の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備に標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

標準規格は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備の適正品質、互換性の確保等、無線機器製造者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準をとりまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、13.56MHzの周波数の誘導電波を使用し、記録媒体情報を読み書きするワイヤレスカードシステム等（誘導式読み書き通信設備）について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送事業者、試験機関、利用者等の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格で規定されている範囲は、通信を行うために必要な最小限の規格を定めたものであるが、本標準規格の実際の適用に当たっては、13.56MHzの誘導電波を利用する誘導式読み書き通信設備を構築する事業者等が、本規格を逸脱することなく独自に定めることが可能な規定及び規格値等を併せて利用することが必要である。

本標準規格が、無線機器製造者、試験機関、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

### 注 意：

本標準規格には、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表に掲げる権利は、別表に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が、本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りでない。」旨表明している。

ARIB STD-T82

別表

( 第二号選択 )

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
三菱電機株式会社	A R I B S T D - T 8 2	1 . 0 版について包	括確認書を提出

本書の記述方法について

第1章から第4章までは、規定と規格を記述している。

第5章には、規格に対応する測定法を記述している。

◆第6章には、本書で用いる基本用語等を説明している。

本標準規格の通信設備に関する技術的条件等については関連規則を付記している。

法令略語は、次による。

法 : 電波法

省令 : 本書では総務省令

告示 : 本書では総務省告示

施行 : 電波法施行規則

設備 : 無線設備規則



## 目 次

## まえがき

第1章 一般事項	1
1.1 概 要	1
1.2 適用範囲	1
第2章 システムの概要	3
2.1 システムの構成	3
2.1.1 質問器	3
2.1.2 応答器	3
2.2 システムの基本機能	3
2.2.1 電力伝送	3
2.2.2 データ通信	4
2.3 システム設計上の条件	4
2.3.1 不要時の送信停止	4
2.3.2 セキュリティ対策	4
2.3.3 混信防止及び電磁干渉対策	4
2.3.4 電波防護	4
2.3.5 安全性の確保	4
第3章 質問器の技術的条件	5
3.1 概要	5
3.1.1 通信内容	5
3.1.2 通信方式	5
3.1.3 使用環境条件	5
3.2 技術的条件	5
3.2.1 搬送波の周波数	5
3.2.2 周波数の許容偏差	5
3.2.3 漏えい電界強度	5
3.2.4 高調波又は低調波による高周波出力	6
3.2.5 人体ばく露強度	6
3.2.6 安全性の確保	6
3.2.7 空中線電力の許容偏差	6

3.2.8 占有周波数帯幅の許容値 .....	6
3.2.9 空中線及び空中線利得 .....	6
第4章 通信制御方式 .....	7
4.1 概要 .....	7
4.2 応答器の状態遷移 .....	7
4.3 その他の制御機能 .....	8
4.3.1 衝突防止 (Anti-collision) .....	8
4.3.2 応答器固有コード .....	8
4.3.3 グループ判別コード .....	8
4.3.4 複数応答器の重ね対応 .....	8
第5章 測定法 .....	9
第6章 用語 .....	10
参考1 質問器の申請 .....	11
1 質問器の型式及び変更申請 .....	11
1.1 型式の申請 .....	11
1.2 変更の申請 .....	11
1.3 申請書類 .....	12
2 設置に際し総務大臣の許可を要する質問器の申請 .....	17
参考2 経過措置について .....	18

改定履歴表

## 第 1 章 一般事項

### 1.1 概要

本標準規格は、「13.56MHz の周波数の誘導電波を使用し、記録媒体（以下「応答器」という。）の情報を読み書きするワイヤレスカードシステム等の設備」（以下「誘導式読み書き通信設備」という。）の無線区間インタフェースについて規定したものである。

誘導式読み書き通信設備は、高周波利用設備であり、その設置に際し総務大臣の許可を要するもの<sup>\*1</sup>と、許可を要しない次の 2 種類がある<sup>\*2</sup>。

- |  |  |
|--|--|
| その設備から 3m の距離における電界強度が毎メートル 500 マイクロボルト以下のもの | ( 施行・第 44 条、1 項 2 号(2) ) <sup>*3</sup> |
| その型式について総務大臣の指定を受けたもの                        | ( 施行・第 44 条、1 項 2 号(3) ) <sup>*3</sup> |

本標準規格は、その設置に際し許可を要するものと許可を要しないのものについて規定する。

- <sup>\*1</sup> 法第百条第一項第一号の許可を要する通信設備で、設備第五十八条の四で示す節で規定する誘導式読み書き通信設備 省令第 98 号（平成 14 年 9 月 19 日公布、施行）
- <sup>\*2</sup> 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備で、施行第四十四条第一項第三号（ 2 ）及び（ 3 ）に規定する誘導式読み書き通信設備 省令第 96 号（平成 14 年 9 月 19 日公布、施行）
- <sup>\*3</sup> 施行第四十四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第三項及び第四項を削る。 省令第 4 号（平成 16 年 1 月 26 日公布、施行）

なお、上述の省令改正はワイヤレスカードシステムの利用拡大に向け、電波法施行規則等の変更がなされたものであるが、その変更内容が大幅であること及び免許や技術基準適合証明等を既に取得済みのものに対する経過措置がとられているため、対応する従来の標準規格 ARIB STD-T60 及び技術資料 ARIB TR-T10 はそのまま残し、新規に本標準規格を策定することとした。経過措置については参考 2 に述べている。

### 1.2 適用範囲

本誘導式読み書き通信設備のシステムは、一般的に誘導式読み書き通信設備（以下「質問器」という。）と、この質問器の信号により起動される応答器より構成される。

本標準規格は、この誘導式読み書き通信設備のシステムについて図 1.1 に示すように無線区間インタフェースについて規定したものである。

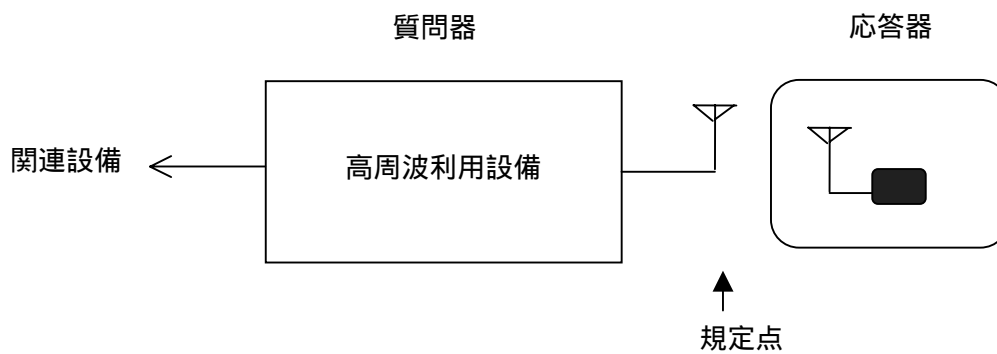


図 1.1 誘導式読み書き通信設備のシステム構成

## 第2章 システムの概要

### 2.1 システムの構成

#### 2.1.1 質問器

質問器は、誘導電波により信号を送り、応答器の起動を行う。

#### 2.1.2 応答器

応答器は、質問器の誘導電波を受信し、所定の指定に基づき受動的に応答する。

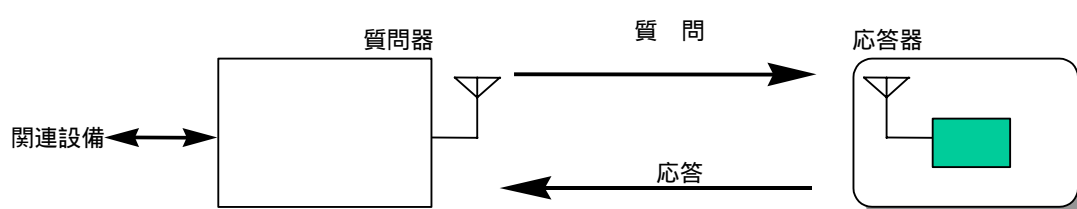


図 2.1 システムの構成

### 2.2 システムの基本機能

#### 2.2.1 電力伝送

質問器より誘導電波を照射し、応答器は応答器が必要とする場合、必要な動作電力を起電する電力伝送機能を有する。

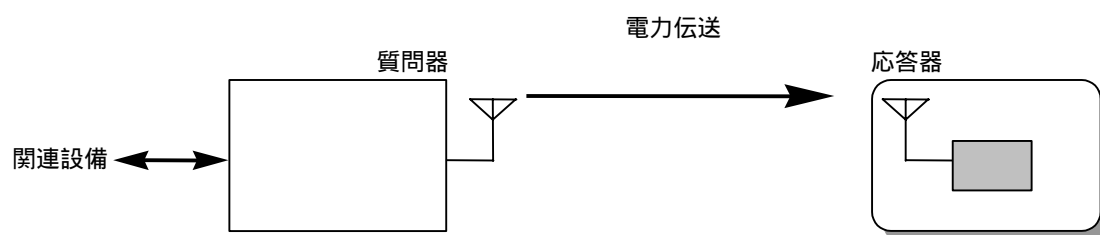


図 2.2 電力伝送

### 2.2.2 データ通信

質問器より照射する誘導電波は、データ通信にも用いている。応答器はこれを受信復調し、データ受信及び応答送信処理を行う。

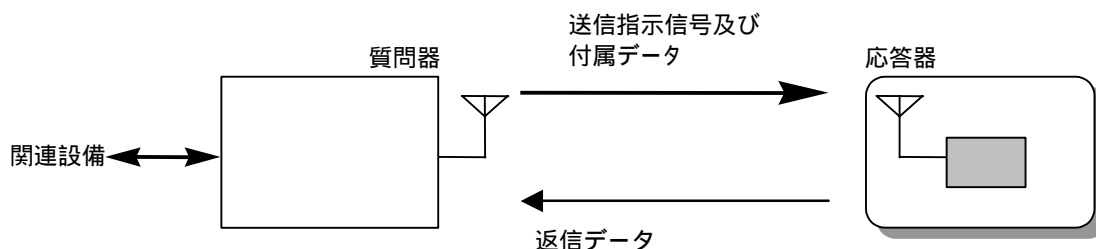


図 2.3 データ通信

## 2.3 システム設計上の条件

### 2.3.1 不要時の送信停止

通信の不要時には送信停止するものであること。

### 2.3.2 セキュリティ対策

情報等を扱うため、誤接続、不正使用の防止のため、無線における通信は、相互認証、暗号、アクセスコントロールの適用等のセキュリティ対策を必要に応じて講ずること。

### 2.3.3 混信防止及び電磁干渉対策

誘導式読み書き通信設備のシステムにおいては、ISM 帯の周波数の特殊性を踏まえ、将来的に安定した運用を確保するため、自己責任において、必要な混信及び干渉防止等の適切な対応を行うこと。

### 2.3.4 電波防護

電波防護に対して十分配慮すること。 (施行・第 46 条の 2、1 項 1 号(5))

\* 測定方法規格等は、電波防護のための基準への適合確認の手引き (旧郵政省発行) 並びに RCR STD-38(2.0)及び ARIB TR-T11(1.0)を参照のこと

### 2.3.5 安全性の確保

その設備の操作に伴って、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える恐れがないこと。 (施行・第 46 条の 2、1 項 1 号(6))

## 第3章 質問器の技術的条件

本章は、質問器の技術的条件について規定する。

### 3.1 概要

#### 3.1.1 通信内容

通信の内容は、デジタル化された主としてデータ信号の伝送を行うものであること。

#### 3.1.2 通信方式

システムの形態により様々な通信方式が要求されるため、「変調方式、変調符号、変調速度及び通信速度」は規定しない。

#### 3.1.3 使用環境条件

特に規定しない。

### 3.2 技術的条件

#### 3.2.1 搬送波の周波数

搬送波の周波数が 13.56MHz であること。

(施行・第 44 条、1 項 2 号(2))

(施行・第 46 条の 2、1 項 1 号(1))

#### 3.2.2 周波数の許容偏差

##### (1) 定義

周波数の許容偏差は、送信によって占有する周波数帯の中央周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差をいう。

(施行・第 2 条の 59)

##### (2) 規格

許容偏差：百万分の 50 以内

(施行・第 46 条の 2、1 項 1 号(2))

(設備・第 59 条の 2)

#### 3.2.3 漏えい電界強度

漏えい電界強度は 10 メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

- (1) 13.553MHz 以上 13.567MHz 以下の周波数において毎メートル 47.544 ミリボルト
- (2) 13.41MHz 以上 13.553MHz 未満又は 13.567MHz を超え 13.71MHz 以下の周波数において毎メートル 1.061 ミリボルト
- (3) 13.11MHz 以上 13.41MHz 未満又は 13.71MHz を超え 14.01MHz 以下の周波数において毎メートル 316 マイクロボルト

- (4) (1)から(3)までに掲げる周波数以外の周波数（高調波及び低調波に係るものを除く。）において毎メートル 150 マイクロボルト

（施行・第 46 条の 2、1 項 1 号(3)）

（設備・第 61 条の 2）

### 3.2.4 高調波又は低調波による高周波出力

高調波又は低調波による高周波出力は、50 マイクロワット以下であること。

（施行・第 46 条の 2、1 項 1 号(4)）

（設備・第 62 条の 2）

### 3.2.5 人体ばく露強度

設備は、通常の使用状態において人体にばく露される 6 分間平均での電波の強度が、次に掲げる値を超えないよう措置されていること。

(1) 電界強度が毎メートル 60.77 ボルト

(2) 磁界強度が毎メートル 0.16 アンペア

（施行・第 46 条の 2、1 項 1 号(5)）

### 3.2.6 安全性の確保

その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

（施行・第 46 条の 2、1 項 1 号(6)）

### 3.2.7 空中線電力の許容偏差

10m の距離における電界強度の上限値を規定するため、特に規定しない。

### 3.2.8 占有周波数帯幅の許容値

10m の距離における電界強度の上限値を規定するため、特に規定しない。

### 3.2.9 空中線及び空中線利得

システムの拡張性を確保する観点から、特に規定しない。

## 第4章 通信制御方式

### 4.1 概要

誘導式読み書き通信設備のシステムは広い利用分野が考えられ、各々の利用システムの形態により、それぞれに適した通信方式を適用することが要求されるため、通信制御方式は規定しない。

### 4.2 応答器の状態遷移

応答器の返信許可条件について、状態遷移を図 4.1 に示す。

- ・ 質問器が送信指示信号を送信し、応答器はこれを判別して返信する方式であること。
- ・ 質問器からの送信指示信号を待ち、質問器の送信指示信号を受信して個別番号を認識して一致したときに、受動的に送信指示信号に対して返信すること。
- ・ 質問器の指示内容と一致しない場合及び質問器の送信指示信号を認識できない場合には、通信を開始しない。

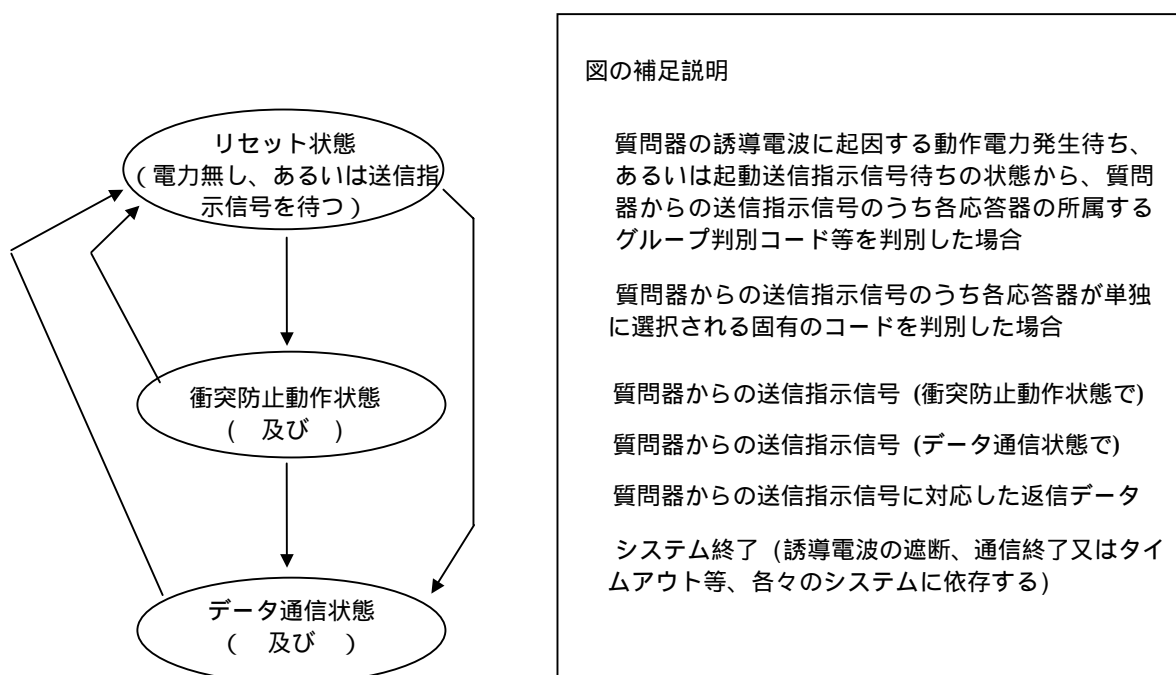


図 4.1 応答器の状態遷移

### 4.3 その他の制御機能

#### 4.3.1 衝突防止 (Anti-collision)

衝突防止が要求されるシステムにおいては、複数の応答器が一つの質問器の通信範囲にあっても、個別に通信を可能とするために、単一の応答器を選択できる衝突防止の機能を有すること。

#### 4.3.2 応答器固有コード

応答器一つ一つの認識が要求されるシステムにおいては、各応答器が固有のコードを有すること。

#### 4.3.3 グループ判別コード

同一タイプの応答器が汎用的に複数の機能 / 分野で利用されるシステムにおいては、質問器が応答器に送信指示信号を送信する場合に、各応答器の所属するグループ判別コードに基づいて送信すること。

#### 4.3.4 複数応答器の重ね対応

複数応答器を重ねて使用することが要求されるシステムにおいては、通信の機能及び性能に考慮すること。

## 第5章 測定法

測定法は、告示(注1)によるものとする。ただし、これに定める以外の項目については、一般に行われている方法によるものとする。なお、該当する測定項目は以下に示すとおりである。

搬送波の周波数 (3.2.1 項及び 3.2.2 項)

漏えい電界強度 (3.2.3 項)

高調波及び低調波による高周波出力 (3.2.4 項)

(注1) 本標準規格 1.1 版改定時点(平成 17 年 11 月 30 日)では、平成 14 年 9 月 19 日総務省告示第 544 号「高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等」を指すが、その後、その告示及び告示に記載の内容が改定された場合は、最新版によるものとする。

## 第6章 用語

### 誘導電波

誘導式読み書き通信設備の記録媒体に情報を読み書きする周波数 13.56MHz の電波（参考：施行・第44条、1項2号(2)）

### 高周波利用設備(法・第100条、1項)

第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの

### 混信（施行・第2条、64項）

混信とは、他の無線局の正常な業務の運行を妨害する電波の発射、輻射又は誘導をいう。

### 固有コード

固有コードは、応答器の個々付与する個別のコードである。

### グループ判別コード

グループ判別コードとは、固有の通信フレーム、固有の衝突防止機能種別、固有の分野コード等を意味する。

このグループ判別コードにより、衝突防止機能を効率的に運用することが可能となる。

このグループ判別コードに関しては、国際標準等の仕様を利用することが望まれる。

同一のタイプの応答器が汎用的に複数の機能／分野で利用されることに対応して、質問器が応答器に送信指示信号を送信する場合に、各応答器の所属するグループ判別コードに基づき送信する。

## 参考 1 質問器の申請

### 1 質問器の型式及び変更申請

#### 1.1 型式の申請（施行・第 46 条（省令第 96 号（平成 14 年 9 月 19 日公布、施行））抜粋）

（指定の申請）

**第四十六条** 第四十四条第一項第三号、同条第二項及び第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 誘導式読み書き通信設備

- (1) 型式名
- (2) 接続図
- (3) 外観（図面及び写真で示すものとする。）
- (4) 電波の強度に対する安全施設の状況
- (5) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
  - （一）搬送波の周波数
  - （二）漏えい電界強度
  - （三）高調波及び低調波による高周波出力

#### 1.2 変更の申請（施行・第 46 条の 3（省令第 96 号（平成 14 年 9 月 19 日公布、施行））抜粋）

（変更の承認）

**第四十六条の三** 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一 誘導式読み書き通信設備

- (1) 接続図
- (2) 外観
- (3) 電波の強度に対する安全施設の状況
- (4) 漏えい電界強度の設計値
- (5) 高調波及び低調波による高周波出力の設計値

1.3 申請書類（告示第 544 号（平成 14 年 9 月 19 日公布、施行）抜粋）

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づき、高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を次のように定める。……………

第 1 申請書の様式

誘導式読み書き通信設備の型式についての指定の申請書		
年 月 日		
総 務 大 臣 殿		
申請者	郵便番号	
住 所	}	
(ふりがな)		法人にあっては主たる事務所 の所在地
氏 名		法人にあっては商号又は名 称。記名押印又は署名
(ふりがな)		法人の場合に限る。記名押 印又は署名
代表者氏名		
誘導式読み書き通信設備の型式について指定を受けたいので、電波法 施行規則第 46 条の規定により別紙の書類を添えて申請します。		

長  
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注1 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合は、「型式についての指定」の文字に代えて「設計変更の承認」と記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合は、「第46条」の文字に代えて「第46条の3」と記載すること。

第2 添付書類の書式

(1) 1枚目

長 辺	設 計 書		整 理 番 号			
			指 定 番 号			
	1 型 式 名		2 製造業者名			
	3 搬送波の周波数		4 高調波及び低調波による高周波出力			
	5 漏えい電界強度	(1) 13.553 MHz 以上 13.567MHz 以下の周波数	(2) 13.41MHz 以上 13.553MHz 未満又は 13.567MHz を超え 13.71MHz 以下の周波数	(3) 13.11MHz 以上 13.41MHz 未満又は 13.71MHz を超え 14.01MHz 以下の周波数	(4) その他の周波数	
	6 安全施設の状況					
	7 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2) 接続図 (3) 取扱説明書				
8 参考事項						

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

(2) 2枚目

試験成績書		9 製造番号	
		10 製造年月日	
11 搬送波の周波数	(1) 設計値	(2) 測定値	14 測定条件等
12 高調波及び低調波による高周波出力	(1) 設計値	(2) 測定値	
		( )	
13 漏えい電界強度	測定値		
	(1) 13.553MHz 以上 13.567MHz 以下の周波数	( )	
	(2) 13.41MHz 以上 13.553MHz 未満又は 13.567MHz を超え 13.71MHz 以下の周波数	( )	
	(3) 13.11MHz 以上 13.41MHz 未満又は 13.71MHz を超え 14.01MHz 以下の周波数	( )	
	(4) その他の周波数	( )	

長  
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式について指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 4の欄は、高調波又は低調波による高周波出力の設計値をマイクロワットで記載すること。
- (3) 5の(1)から(4)までの欄は、設備から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。
- (4) 6の欄は、施行規則第46条の2第1項第1号(5)に定める電波の強度を超えないよう措置した内容を記載すること。

(5) 添付図面の記載は、次によること。

ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ 外観を示す図は、申請に係る設備の正面、側面及び平面並び各部の名称及び寸法(単位はミリメートルとする。)が記載されたものであること。

ウ 外観を示す写真は、申請に係る設備の正面、側面及び平面を写したものであること。

エ 接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。

- (6) 8の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (7) 9の欄及び10の欄は、試験に供した設備について記載すること。
- (8) 11の(2)の欄は、搬送波の周波数の測定結果を記載すること。

測定に当たっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、擬似雑音系列による標準符号化試験信号(以下「標準符号化試験信号」という。)で変調し、搬送波を送出して測定すること。また、搬送波の瞬断がある場合には、スペクトル分析器で搬送波の位置を確認し、それを較正された周波数軸で読み測定値とすること。

- (9) 12の(2)の欄は、高調波又は低調波による高周波出力の測定値をマイクロワットで記載すること。

測定に当たっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。

なお、当該欄のかつこ内には、最大の高周波出力を示す高周波及び低調波の周波数を記載すること。

- (10) 13の(1)から(4)までの各欄は、設備から10メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。

測定に当たっては、測定用受信機の通過帯域幅を10kHzとし、搬送波を標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。この場合において、10メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルを超える任意の測定距離で測定することができるものとし、次式により計算された値をもって測定値とする。

$$E1 = \left( \frac{D}{10} \right) \times E2$$

E1 : 10メートルの距離に換算した値 [  $\mu\text{V}/\text{m}$  ]

E2 : 任意の距離における測定値 [  $\mu\text{V}/\text{m}$  ]

D : 測定したときの距離 [ m ]

なお、当該各欄のカッコ内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

- (11) 14 の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。
- (12) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注 2 施行規則第 46 条の 3 第 1 項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
- (3) 設計書は、1 及び 2 の欄並びに当該変更に係る事項の欄について、注 1 に準じて記載すること。

なお、7 の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを で囲むこと。

- (4) 試験成績書は、注 1 に準じて記載すること。

## 2 設置に際し総務大臣の許可を要する質問器の申請

設置に際し総務大臣の許可を要する質問器の申請は、無線局免許手続規則第 26 条<sup>\*1</sup>に従って行うこと。

\*1 省令第 97 号（平成 14 年 9 月 19 日公布、施行）

## 参考2 経過措置について

(施行・附則(省令第96号(平成14年9月19日公布、施行))抜粋)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に有効であったワイヤレスカードシステムの無線局(この省令による改正前の施行規則第六条第四項第八号に規定するものをいう。以下同じ。)の免許は、この省令の施行の日に、その効力を失う。

3 この省令の施行の日前にワイヤレスカードシステムの無線局の無線設備として、法第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けたものについては、この省令による改正後の施行規則第四十四条第一項第三号(3)の規定による、その型式について総務大臣の指定を受けた誘導式読み書き通信設備とみなす。

4 この省令の施行の日前に法第三十八号の十六第一項の認証を受けたワイヤレスカードシステムの無線局の無線設備の工事設計に係る型式は、この省令による改正後の施行規則第四十四条第一項第三号(3)の総務大臣の指定を受けたものとみなす。

(以下略)

製品の申請状況にあわせた省令施行後の処置を表 参考2-1 に示す。

表 参考2-1

製品の申請状況		新省令施行後	備考
技術基準適合 (装置毎 証明)	証明取得	既設置分継続使用可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線局免許はなくなる(失効)。</li> <li>設備は型式の指定を受けたものとみなされる。</li> <li>表示の変更の必要はない。</li> </ul>
		新規設置可能 既取得分販売可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備は型式の指定を受けた通信設備とみなされる。</li> <li>表示の変更の必要はない。</li> <li>新規型式指定取得は自由。</li> </ul>
	未取得	新規設置不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術適合証明申請はできない。型式指定取得若しくは設置許可を要する。</li> </ul>
認証 (タイプ毎 証明)	証明取得	継続使用可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線局免許はなくなる(失効)。</li> <li>設備は型式の指定を受けたものとみなす。</li> <li>表示の変更の必要はない。</li> </ul>
		新規設置可能 継続製造・販売可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線設備の工事に関わる型式は総務大臣の指定を受けたものとみなされる。</li> <li>表示の変更の必要はない。</li> <li>新規型式指定取得は自由。</li> </ul>
	未取得	新規設置不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証証明申請はできない。型式指定取得若しくは設置許可を要する。</li> </ul>
免許		取得不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線局ではないため申請の要無し。</li> </ul>

## 標準規格改定履歴表

STD 番号 : ARIB STD-T82

規格名 : 誘導式読み書き通信設備(ワイヤレスカードシステム等)

策定年月日 : 2002年9月26日

改定番号	改定年月日	改定内容	記事
1.1	2005.11.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記を電波法施行規則及び無線設備規則に合わせて「3.2.3 送信電界強度及び輻射制限」から「3.2.3 漏えい電界強度」に修正</li> <li>・表記を電波法施行規則及び無線設備規則に合わせて「3.2.4 スプリアス発射の強度」から「3.2.4 高調波又は低調波による高周波出力」に修正し、併せてスプリアスの定義は削除し、表記を「高調波又は低調波による高周波出力は、50マイクロワット以下であること。」に改定</li> <li>・「第5章 測定法」の記述内容を「平成14年総務省告示第544号「高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等」による」に改定</li> <li>・電波法関連規則の条項ずれ等に伴う修正</li> <li>・その他誤記訂正等</li> </ul>	<p>第60回規格会議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電波法施行規則及び無線設備規則に表記を合わせる</li> <li>・電波法施行規則及び無線設備規則に表記を合わせる</li> <li>・測定法を告示参照とする</li> </ul>



社団法人 電波産業会  
 規格会議 事務局あて  
 FAX: 03-3592-1103 E-MAIL: std@arib.or.jp  
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル 14 階

## 標準規格に関する提案等連絡書

標準規格 名称(番号)	誘導式読み書き通信設備 (ワイヤレスカードシステム等) (ARIB STD-T82)		
連絡者記入欄			
氏名:	発信期日	年	月 日
TEL:	FAX:	E-mail:	
会社名 部署名			
ページ、項目	(ご提案等の内容を具体的に記して下さい。)		
(回 答)	事務局記入欄		
	受付期日	年 月 日	
区分:	受付整理番号	-	
	記 事		

標準規格に関するご質問は、本様式にご記入の上、お送り下さい。  
 英文で記入される場合には、和文も併記されるようお願いします。



---

誘導式読み書き通信設備  
(ワイヤレスカードシステム等)  
標準規格  
ARIB STD-T82 1.1版

---

平成14年 9月 1.0版第1刷発行  
平成17年11月 1.1版第1刷発行

発行所

社団法人 電 波 産 業 会  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1  
日土地ビル14階

電 話 03-5510-8590  
F A X 03-3592-1103

---